

令和8年度第1回刈谷市都市計画審議会 議事録

1 開催日時

令和8年5月13日（水）午後1時30分～午後2時40分

刈谷市役所 7階 大会議室

2 出席委員

瀬口哲夫（会長）、磯部友彦、加藤英樹、加藤彰夫、早川孝二、鈴木勝之、細井真司、神谷昌宏、鈴木正人、加藤幹樹、武藤美智代、鈴木定晴、城内志津、外山鉦一、繁原賢一、古荘健一

3 欠席委員

栗田雅貴、鎌谷さゆみ

4 説明者

西三河建設事務所建築課課長補佐、担当職員1名

5 市関係職員

都市政策部長、まちづくり推進課長、建築課長、担当職員6名

6 傍聴者

なし

7 議題

議案第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

8 会議内容

開会

委員紹介

会長の選出

鈴木正人委員からの指名推薦により、瀬口哲夫委員が会長に選出された。

その後、瀬口会長より会長不在時における職務代理者に磯部友彦委員が指名された。

議事録の公表について

- ・刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、刈谷市ホームページにおいて一般公開

審議会成立条件の報告

- ・18名の委員のうち、16名が出席
- ・刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項に基づき「委員の半数以上」の出席であるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 古荘健一委員

議案審議

(1) 議案第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

議長（瀬口会長）が議案についての説明を求める。西三河建設事務所より説明、以下のとおり質疑が行われた。

磯部委員 当該施設の稼働により、運搬車両の通行量がどの程度増える見込みか。周辺道路への影響はあるか。
運搬車両は、敷地内のどこを通るか。

西三河建設事務所 本施設に係る車両の通行は、国道155号を經由する計画
千賀建築課課長補佐 となっております。

その上で河川沿いの市道を利用いたしますが、当該市道は現状においても、主として本施設の関係車両が利用している状況となっております。今回の施設拡張に伴う運搬車両の増加台数は1日当たり17台程度見込んでいますが、既存の交通の流れを大きく変えるものではありません。

以上のことから周辺道路における交通量が著しく増加するものではないと考えております。

敷地内の運搬車両の経路は、図の黒三角印で記載した位置から乗入れ、検量所を通過後、敷地内の通路及び路地状通路を經由して北側にあるリサイクル棟へ至ります。

廃棄物を降ろした後は、路地状通路及び敷地内の通路を經由し再度検量所を通過し、黒三角印で記載した出口から道路へ至るルートとなります。

武藤委員 災害時に備え、非常用電源は設置されているか。
また、建設地の想定浸水深は何mか。

西三河建設事務所 建設地は洪水浸水想定区域内であり、想定浸水深は1.0m
千賀建築課課長補佐 ～3.0m未満の区域と、3.0m～5.0m未満の区域が混在してい
ます。敷地のかさ上げを約2.0m行い、また開口部に防水シ
ャッター等を設置して、流入抑制、到達時間遅延を図る計
画です。加えて、破砕機及び電気設備を高所に配置して浸
水時における機能維持を図ります。

非常用電源については、事業者を確認します。*

外山委員 作業車両の出入口は、図の黒三角印で記載された既設の
出入口のみか。

また、当該施設の建設地は浸水地域に当たるが、盛り土
をする計画か。

西三河建設事務所 作業車両の出入り口は、図の黒三角印で記載した既存の
千賀建築課課長補佐 ものであり、他に出入口は設ける予定はありません。

盛り土を2.0m行う計画です。

城内委員 当該施設は県所管の産業廃棄物と市所管の一般廃棄物の
処理施設が混在しているが、市の都市計画審議会におい
て、どこまでが審議の対象か。

西三河建設事務所 地方分権一括法が施行されたことにより、平成12年4月1
千賀建築課課長補佐 日から一般廃棄物処理施設については、市の都市計画審議
会に付議することとなりました。

一般廃棄物処理施設の位置が、環境面などを踏まえて都
市計画上支障がないかを審議していただくことになりま
す。

城内委員 生活環境影響調査の調査項目を騒音と振動の2項目のみ
に限定したのはなぜか。

西三河建設事務所 生活環境影響調査は、廃棄物処理法に基づき、廃棄物の
千賀建築課課長補佐 施設設置許可申請を廃棄物対策課へ行う際に必要なもので
す。

生活環境に影響を及ぼす要因について、設置する施設の
種類や事業特性および地域の環境特性を踏まえて必要な項
目を選定して実施するものとされています。

このため、西三河県民事務所廃棄物対策課と事業者で協
議した結果で、施設の稼働時の騒音と振動のみが今回の対
象となっています。

当該施設の破砕機には集塵機を設置するとともに、建屋
内に破砕機は設置されていること、当事業所から民家まで
500m以上離れていること、運搬車両の増加台数が僅かであ
ること、主要搬出入道路の国道155号における交通量と比

較しても、大型の増加割合は極僅かであること、当該施設では水を使用しないこと等を踏まえ、他の項目は対象外としています。

城内委員 廃プラスチックを搬入出する施設であり、マイクロプラスチックによる健康への懸念があるため、対策を求めたい。現状対策が確立されていないのであれば、法整備を整えていただきたい。

また、当該施設の建設時期と事業開始時期を教えてください。事業開始後における振動や騒音、悪臭等のモニタリングをどのように実施する予定か、実施機関、指導責任を踏まえて説明してほしい。

西三河建設事務所 日常的な管理、測定及び行政による確認を組み合わせることで、環境保全の確保を図っています。

千賀建築課課長補佐 廃棄物処理法で、事業者には日常点検や定期点検を継続的に実施し、記録を保存することが求められております。また行政による立ち入り検査として、西三河県民事務所廃棄物対策課が既設焼却施設については1年に1回視察をしています。当該破碎施設については2～3年ごとに1回視察をする予定です。

建設時期は令和8年11月までに必要となる許可を受けて着手される予定であり、事業開始時期は令和10年3月に完成、稼働を目指しています。

城内委員 資料に関する改善点として、生活環境影響調査の結果は公開しないと聞いているが、市民生活に影響するため、都市計画審議会の資料に添付してほしい。また凡例については資料を誤認する恐れがあるため、資料の中で使用する色を工夫してほしい。

加えて意見であるが、資源循環の観点で意義のある施設である一方、生活環境への影響が懸念される施設であるため、市民の理解と安心を得るために、適切な監視体制を整えてほしい。

早川委員 建設地の中に排水路があるが、当該施設を建設するにあたり付替えを行うか。

西三河建設事務所 排水上の支障が出ないように、水路の付替えを行う予定です。

加藤彰夫委員 建設するために買収する田んぼの面積はどの程度か。

西三河建設事務所 約1.7haです。

千賀建築課課長補佐

加藤彰夫委員 農業委員会として農地転用の許可をする必要があるが、全ての地権者は買収に応じていて、確実に当該場所に建設される計画か。

西三河建設事務所 事業者からは購入すると聞いているため、調整が進んでいるものと思われます。

千賀建築課課長補佐 瀬口会長 農業委員会が農地転用の許可をしない、買収ができない等があると計画は実現できないが、実現するように動いているという理解でよいか。

西三河建設事務所 その通りです。

千賀建築課課長補佐 瀬口会長 今後必要な手続きである、農地関係の許可等について説明してほしい。

西三河建設事務所 都市計画法の開発許可と同時に、農地転用許可の申請がサンエイ株式会社よりされる予定です。

千賀建築課課長補佐 瀬口会長 完成した後のモニタリングや情報公開等、様々な意見があった。また、災害時の対応について、事業者に確認していただく必要がある。*

市の都市計画審議会では、位置について諮るものであるため、他に意見がなければ採決をする。

議長が質疑の終結を宣言した後、採決を行い、全会一致で原案通り可決された。

その他

事務局より、次回、第2回は令和8年10月27日火曜日午後1時30分から社会教育センター401研修室にて開催することを伝え、令和8年度第1回刈谷市都市計画審議会を閉会した。

※後日回答 災害時の非常用電源について（西三河建設事務所）

新設破碎施設は非常用発電機を設けない計画となっております。停電となり施設が急停止しても安全上、機能上問題となることはありません。